

住宅についての補助金あります！

①住宅省エネ改修推進事業費補助金 ID 0308604

建築住宅課 ☎ 66-1132

カーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修費用を補助します。

条件

- ・既存の戸建住宅・長屋・共同住宅であること
- ・①省エネ基準レベルまたは②ZEH水準に適合する全体または部分改修を行うこと
- ・省エネ改修後に住宅の耐震性が確保されていること

補助額 設計改修に要する費用の①2/5 (上限30万円)、②4/5 (上限70万円)

契約・着工前に
申請して
ください

②三世帯同居・近居住宅支援補助金 ID 0288017

対象 三世帯で新たに市内で同居・近居するために、住宅を新築、リフォーム、購入する方

主な要件

- ・子世帯と親世帯は過去1年間に三世帯で同居していない
- ・子世帯が市外からの移住・市内の借家からの住み替えである
- ・耐震性能を有する建物であること (リフォームの場合)

補助額 補助対象額の1/2

同居：新築・購入 (上限20万円) 同居：リフォーム (上限10万円) 近居：新築・購入 (上限5万円)

加算 次の条件に該当する場合は補助額に加算あり

対象建物が居住誘導区域内にあり、子世帯に18歳以下の子どもがいる同居 (加算10万円)、近居 (加算5万円)

③空家解体費補助金 ID 0263829

老朽化した空家の解体工事費の一部を補助します。

対象 1年以上使われていない空家で、次の条件に該当する住宅

①昭和56年5月以前着工 ②事前調査で倒壊危険空家と判定

補助額 工事費などの1/2の額

①老朽空家 (上限15万円) ②倒壊危険空家 (上限20万円) ①②両方該当の場合は、最大35万円



④空家利活用事業費補助金 ID 0265436

市が実施する「空家・空き店舗バンク」に登録した物件に対し次の補助があります。※店舗は対象外

●リノベーション工事

条件

- ・リノベーション工事または自ら行うDIY工事であること
- ・耐震性能を有する建物であること
- ・工事後5年以上の使用が見込まれること

対象 空家を購入した・借りた方 **補助額** 上限30万円

加算 ①②各10万円

①市外からの移住、市内の借家からの住み替えなど ②居住誘導区域内の空家

●家財処分

条件

家財処分後、2年以上空家・空き店舗バンクに登録が見込まれること

対象 空家所有者 **補助額** 上限10万円

⑤空家・空き店舗バンク登録 ID 0140352

空き家・空き店舗の所有者と利用したい人をつなぐ制度です。物件情報を市に登録すると、市ホームページで公開し、買いたい・借りたい人が検索できるようになります。

物件登録・物件利用者登録は随時受け付けています。

★①②④は耐震改修補助金と併用可